

【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求めるられており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上的一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

K-89 内視鏡的膵管ステント留置術(胆道ステントセットとの併算定)

《令和 7 年 8 月 28 日新規》

○ 取扱い

原則として、膵疾患に対する内視鏡的膵管ステント留置術の際の胆道ステントセットの算定は認められない。

ただし、内視鏡的胆道ステント留置術の適応となる傷病名及び内視鏡的胆道ステント留置術を実施した旨の記載がある場合に限り「内視鏡的膵管ステント留置術」及び「胆道ステントセット」の併算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

内視鏡的膵管ステント留置術の際に胆道ステントセットは目的外であり算定できない。ただし、膵疾患及び内視鏡的胆道ステント留置術の適応となる傷病名が併記されている場合は、手術料は主たるものとして内視鏡的膵管ステント留置術のみを算定し、内視鏡的胆道ステント留置術の際に使用した胆道ステントセットは認められると整理した。

ただし、その場合は内視鏡的胆道ステント留置術を実施した旨の記載が必要である。

※ K-85 と同様の趣旨